



第 2 民事部

訴 状



2016年 10月 5日

大阪地方裁判所 御中

大東市北条西小学校跡地活用面地区工事談合損害賠償等請求事件 (住民訴訟)

訴訟物の価額 金 1,600,000円 (算定不能)

貼用印紙額 金 13,000円

原告ら訴訟代理人

弁護士 豊 島 達 哉
同 西 川 満 喜



〒574-0024

大阪府大東市泉町二丁目7番18号

原 告 光 城 敏 雄

〒574-0024

大阪府大東市泉町二丁目7番18号

原 告 光 城 鈴 代

〒574-0024

大阪府大東市泉町二丁目7番18号

原 告 光 城 民 雄

〒574-0024

大阪府大東市泉町二丁目7番18号

原告 光 城 涼 子

〒574-0024

大阪府大東市泉町二丁目7番18号

原告 光 城 暢 央

〒541-0041

大阪府中央区北浜一丁目2番2号 北浜プロボノビル

豊島達哉法律事務所

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 豊 島 達 哉

〒530-0047

大阪府北区西天満四丁目7番1号 北ビル1号館602号

大阪共同法律事務所（送達場所）

電 話 06-6362-9615

FAX 06-6362-5143

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 西 川 満 喜

〒574-0074

大阪府大東市谷川一丁目1番1号

被告 大東市長 東 坂 浩 一

請 求 の 趣 旨

1. 被告大東市長は、東坂浩一、西辻勝弘、田中祥生、野口光浩、大勝建設株式会社、株式会社新田工務店、野村建設工業株式会社、株式会社三住建設、岡本建設株式会社、株式会社中塚工務所に対し、金1億6326万2520円の請求をしないことの違法を確認する。
2. 被告大東市長は、東坂浩一、西辻雅弘、田中祥生、野口光浩、大勝建設株式会社、株式会社新田工務店、野村建設工業株式会社、株式会社三住建設、岡本建設株式会社、株式会社中塚工務所に対し、金1億6326万2520円及びこれに対する本訴状送達の日から支払い済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。
3. 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

請 求 の 原 因

第1 当事者

- 1 原告は、いずれも大阪府大東市の住民である。
- 2 被告は、被告大東市の市長である。

第2 本件不法な入札及び請負契約

1. 大東市（東坂浩一市長）は、平成26年11月14日、北条西小学校跡地活用建築工事請負契約の入札を行い、大勝・新田特定建設工事共同企業体（以下、大勝・新田JVという）、野村建設工業・三住建設特定建設工事共同企業体（以下、野村建設工業・三住建設JVという）、岡本建設・中塚工務所特定建設工事共同企業体（以下、岡本建設・中塚工務所JVという）の計3社が入札した。

予定価格854,000,000円（税抜）に対し、野村建設工業・三住建設JVが落札金

額755,845,000円（税抜）にて落札した。

2. この入札には、事後審査型制限付一般競争入札制度が導入され実行されており、入札参加資格を持つ業者中でも、「登録の住所が大東市内の者」と「登録の住所が大東市外の者」とでは点数に大きな開きがある。これは、公正かつ自由な競争入札をその趣旨とする地方自治法（以下、法という）第234条が本来予定する一般競争入札から著しく逸脱するものである。

3. 落札した三住建設は東坂市長が前代表取締役を務めており、現在では東坂市長の妹である有田三千子氏が代表取締役を務めている、市長の身内企業といえる。また、他7社も市と市長と大変関わりのある地元企業であり、日頃より談合が行える癒着した関係であった。

事実、本件の前後に行われた入札においても、同社らは次のように関係している。

(1) 平成25年10月2日、灰塚配水場ポンプ室築造工事の競争入札では、本件に関わる株式会社三住建設（以下、三住建設という）、株式会社新田工務店（以下、新田工務店という）、岡本建設株式会社（以下、岡本建設という）、富田建設株式会社（以下、富田建設という）の計4社が入札し、予定価格148,820,000円（税抜）に対し、株式会社三住建設が落札金額141,350,000円（税抜）にて落札した。

落札率は94.9%であり、異常な高値落札であるといえる。

(2) 平成26年5月22日の市民会館2階ホールの増築他建築工事の競争入札でも本件に関わる三住建設、富田建設、株式会社オオヨドコーポレーション（以下、オオヨドという）の3社のみでの入札が強行され、これを富田建設が予定価格1億9200万円とピッタリ100%の入札価格で落札している。

これは、オオヨドと三住建設がわざと予定価格を超える入札をして失格となり、富田建設が単独落札したものであるが、東坂市長ら職員はこれを積極承認したの

である。

(3) 平成27年7月30日に行われた四条北小学校プール改築等建築工事の入札においては、株式会社新田工務店（以下、新田工務店という）、岡本建設、富田建設、及び亀井エンジニアリング株式会社（以下、亀井エンジニアリングという）の4社が入札に参加している。岡本建設はその後辞退し、新田工務店と富田建設は予定価格と全く同額である1億3020万円で入札を行い、亀井エンジニアリングが1億3000万円で落札している。この入札における落札率も99.8%と、異常に高値な落札率である。

4. 次に、上記8社らが関わらずに行われた入札の落札率は高値ではない。

平成26年11月18日に行われた北条西小学校跡地活用機械設備工事の入札では、大東市外の業者を多数入れて14社も指名された。そのうち6社の入札辞退があったものの8社で競争がされ、公表されていた予定価格2億6600万円に対し、最低制限価格の2億40万6000円で3社が入札した。抽選の結果、浦安工業株式会社大阪支店が落札しており、落札率は75.3%であった。

5. 本件においては落札率88.5%であり、異常な高値落札であるといえる。

東坂市長らは、建設会社の元代表者として影響の及ぶところでは、息のかかった入札企業らが適宜高値で落札できるよう談合し、入札しているのである。特に、東坂が市長になって以降、前岡本市長時代より格段の業者優遇入札になったことは明らかであり、このままでは市民の税からなる公金が不当に使用され続けることになる。

6. よって、本件不正な談合にもとづく入札（独占禁止法19条）と契約により、大東市に損害を生ぜしめ、企業4社と東坂市長以下、入札・契約担当課職員への損害

賠償請求を怠っていることの違法を確認し、かつ不法行為者らに損害賠償請求をするように求める。

7. 入札による不当に高い契約金8億1631万2600円(税込)は平成27年2月3日、同年11月13日、平成28年3月22日の3回に分けて全額が支払われている。

その談合不法行為による損害は、予定価格と最低制限価格との差額とまではいわなくとも、正当な競争をした場合の予定価格80%相当額である6億5305万円(税込)との差額、1億6326万2520円は市の蒙った損害というべきである。

8. よって、本件不正な入札と契約により、大東市に損害を生ぜしめ、企業6社と東坂市長以下、入札・契約担当課職員への損害賠償請求を怠っていることの違法を確認し、かつ不法行為者らに損害賠償請求をするように求める。

第3 監査請求

原告らは、平成28年7月14日付けで上記第2記載の違法な公金の支出につき、大東市監査委員に対し、地方自治法242条1項に基づく監査請求を行ったところ、同年9月7日付(大東監第129号)文書にて、大東市監査委員は、原告らに対し、上記監査請求を棄却する旨の通知を行った。よって本訴に及ぶ。

証 拠 方 法

- 1 甲第1号証（住民監査請求書）
- 2 甲第2号証（住民監査請求の結果）

附 属 方 法

- | | |
|---------|-----|
| 1 副本 | 1通 |
| 2 甲号証写し | 各1通 |
| 3 証拠説明書 | 1通 |
| 4 委任状 | 1通 |